

1 悪性新生物

1

目次

1. 疾患群の概要
2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」および「対象基準」について
 - 表1 対象疾病一覧
 - 表2 疾病の状態の程度と対象基準
3. 申請時の注意点ー疾患群内共通ー

2

1. 疾患群の概要

- 小児期に診断される悪性新生物（悪性腫瘍）は、腫瘍性血液疾患、固形腫瘍、中枢神経系腫瘍に分類され「小児がん」と総称される。
- 診断には原則として細胞・組織診断が求められるが、中枢神経腫瘍では画像診断や腫瘍マーカー検査で臨床診断する場合がある。なお小児慢性特定疾病では、中枢神経系の悪性腫瘍は、組織学的所見の有無を問わず、医療費助成の対象となる。
- 治療は抗腫瘍薬による化学療法、放射線治療、手術治療、造血幹細胞移植療法が行われる。また原疾患への治療の併発症（血球減少、感染症、続発性免疫不全、続発性凝固障害、臓器障害、内分泌障害、栄養障害等）に対する支持療法や造血幹細胞移植療法後の GVHD（Graft versus host disease、移植片対宿主病）等に対する治療、治療による肢体機能障害や内部障害の治療等も状態に応じて行う必要がある。
- 本疾患群では原疾患の再発、二次がんの発症、化学療法や放射線治療などによる晩期合併症などに注意し、長期的な診療が必要となる。

3

2. 「対象疾病」「疾病の状態の程度」 および「対象基準」について

- 対象となる疾病名（対象疾病：表1）と、対象となる範囲（疾病の状態の程度：表2）は、厚生労働省告示で定められている。
- 小児慢性特定疾病対策による医療費助成の対象は、対象疾病であり、かつ、「疾病の状態の程度」に該当する場合である。
- 一部の対象疾病では、告示における「疾病の状態の程度」について、厚生労働省通知により、運用の際の解釈（運用解釈）が示されている場合がある。各自治体での認定審査は、両者に基づいて行われる。
- 本スライドでは「疾病の状態の程度」と、これに運用解釈を反映させた「対象基準」を表2に示す。

4

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			対象基準	対象疾病			対象基準	
大分類	細分類			大分類	細分類			
白血病	1	前駆B細胞急性リンパ性白血病	悪A	白血病	11	急性巨核芽球性白血病	悪A	
	2	成熟B細胞急性リンパ性白血病	悪A		12	NK（ナチュラルキラー）細胞白血病	悪A	
	3	T細胞急性リンパ性白血病	悪A		13	慢性骨髄性白血病	悪A	
	4	急性骨髄性白血病、最未分化	悪A		14	慢性骨髄単球性白血病	悪A	
	5	成熟を伴わない急性骨髄性白血病	悪A		15	若年性骨髄単球性白血病	悪A	
	6	成熟を伴う急性骨髄性白血病	悪A		16	1から15までに掲げるもののほか、白血病	悪A	
	7	急性前骨髄球性白血病	悪A		骨髄異形成症候群	17	骨髄異形成症候群	悪A
	8	急性骨髄単球性白血病	悪A		リンパ腫	18	成熟B細胞リンパ腫	悪A
	9	急性単球性白血病	悪A		19	未分化大細胞リンパ腫	悪A	
	10	急性赤白血病	悪A		20	Bリンパ芽球性リンパ腫	悪A	

本講座では、便宜上、対象基準にアルファベット名をつけて、表1と表2を対応させている。
対象基準の詳細は、後のスライド表2を確認のこと。

5

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			対象基準	対象疾病			対象基準
大分類	細分類			大分類	細分類		
リンパ腫	21	Tリンパ芽球性リンパ腫	悪A	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	31	腎明細胞肉腫	悪A
	22	ホジキン（Hodgkin）リンパ腫	悪A		32	腎細胞癌	悪A
	23	18から22までに掲げるもののほか、リンパ腫	悪A		33	肝芽腫	悪A
組織球症	24	ランゲルハンス（Langerhans）細胞組織球症	悪A		34	肝細胞癌	悪A
	25	血球貪食性リンパ組織球症	悪A		35	骨肉腫	悪A
	26	24及び25に掲げるもののほか、組織球症	悪A		36	骨軟骨腫症	悪A
固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	27	神経芽腫	悪A		37	軟骨肉腫	悪A
	28	神経節芽腫	悪A		38	軟骨芽細胞腫	悪A
	29	網膜芽細胞腫	悪A		39	悪性骨巨細胞腫	悪A
	30	ウィルムス（Wilms）腫瘍／腎芽腫	悪A		40	ユーイング（Ewing）肉腫	悪A

6

表 1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			対象基準	対象疾病			対象基準
大分類	細分類			大分類	細分類		
固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	41	未分化神経外胚葉性腫瘍（末梢性のものに限る。）	悪A	固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	51	脂肪肉腫	悪A
	42	横紋筋肉腫	悪A		52	未分化胚細胞腫	悪A
	43	悪性ラブドイド腫瘍	悪A		53	胎児性癌	悪A
	44	未分化肉腫	悪A		54	多胎芽腫	悪A
	45	線維形成性小円形細胞腫瘍	悪A		55	卵黄囊腫（卵黄囊腫瘍）	悪A
	46	線維肉腫	悪A		56	絨毛癌	悪A
	47	滑膜肉腫	悪A		57	混合性胚細胞腫瘍	悪A
	48	明細胞肉腫（腎明細胞肉腫を除く。）	悪A		58	性索間質性腫瘍	悪A
	49	胞巣状軟部肉腫	悪A		59	副腎皮質癌	悪A
	50	平滑筋肉腫	悪A		60	甲状腺癌	悪A

7

表 1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			対象基準	対象疾病			対象基準
大分類	細分類			大分類	細分類		
固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	61	上咽頭癌	悪A	中枢神経系腫瘍	71	びまん性星細胞腫	悪B
	62	唾液腺癌	悪A		72	退形成性星細胞腫	悪B
	63	悪性黒色腫	悪A		73	膠芽腫	悪B
	64	褐色細胞腫	悪A		74	上衣腫	悪B
	65	悪性胸腺腫	悪A		75	乏突起神経膠腫（乏突起膠腫）	悪B
	66	胸膜肺芽腫	悪A		76	髄芽腫	悪B
	67	気管支腫瘍	悪A		77	頭蓋咽頭腫	悪B
	68	睪芽腫	悪A		78	松果体腫	悪B
	69	27から68までに掲げるもののほか、固形腫瘍（中枢神経系腫瘍を除く。）	悪A		79	脈絡叢乳頭腫	悪B
中枢神経系腫瘍	70	毛様細胞性星細胞腫	悪B	80	髄膜腫	悪B	

8

表1 対象疾病一覧（悪性新生物）

対象疾病			対象基準
大分類	細分類		
中枢神経系腫瘍	81	下垂体腺腫	悪B
	82	神経節膠腫	悪B
	83	神経節腫（神経節細胞腫）	悪B
	84	脊索腫	悪B
	85	未分化神経外胚葉性腫瘍（中枢性のものに限る。）（中枢神経系原始神経外胚葉性腫瘍）	悪B
	86	異型奇形腫瘍／ラブドイド腫瘍（非定型奇形腫瘍ラブドイド腫瘍）	悪B
	87	悪性神経鞘腫（悪性末梢神経鞘腫瘍）	悪B
	88	神経鞘腫	悪B
	89	奇形腫（頭蓋内及び脊柱管内に限る。）	悪B
	90	頭蓋内胚細胞腫瘍	悪B
	91	70から90までに掲げるもののほか、中枢神経系腫瘍	悪B

9

表2 疾病の状態の程度と対象基準（悪性新生物）

疾病の状態の程度	対象基準	
組織と部位が明確に診断されている場合。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左	悪A
頭蓋内及び脊柱管内が原発であり、脳（脊髄）腫瘍であることを確認した場合。病理診断が困難である場合であっても対象とする。治療終了後から5年を経過した場合は対象としないが、再発等が認められた場合は、再度対象とする。	同左	悪B

10

3. 申請時の注意点—疾患群内共通—

包括的病名の選択について

「〇〇から●●までに掲げるもののほか、・・・」といった形式の包括的病名を選択する際は、具体的な確定診断名を別途記載しなければならない。

成長ホルモン治療について

本疾患群の対象疾病の影響による低身長に対し、成長ホルモン治療を行う場合は、悪性新生物の医療意見書のほかに「**成長ホルモン治療用意見書**」が必要である。

成長ホルモン治療に対する医療費助成の認定には、小児慢性特定疾病対策として別途定められた基準があり、成長ホルモン製剤の**保険適用基準とは一部異なっている**ことに注意する。

※成長ホルモン治療に関する詳細は、別講義「**成長ホルモン治療**」等を参照すること。

11

3. 申請時の注意点—疾患群内共通—

合併症や後遺症に対する治療について

- 医療費助成の対象疾病に対する外科的手術等の治療により、その対象疾病（原疾患）自体の症状は消失したが、原疾患に関連した合併症や原疾患に対する治療による後遺症がある場合、その合併症や後遺症に対する治療も、原疾患に起因する治療として医療費助成の対象となる。ただし、合併症や後遺症の程度について医療意見書に詳細に記載すること。
- てんかん発作が、中枢神経系腫瘍などの医療費助成の対象疾病（原疾患）に合併する症状と診断された場合には、てんかん発作に対する治療の医療費についても、医療費助成の対象となる。

12

3. 申請時の注意点—疾患群内共通—

病理診断について

- 「中枢神経系腫瘍」の疾病の場合は、組織学的検査の有無を問わず、医療費助成の対象となる。
- 「中枢神経系腫瘍」以外の悪性新生物に該当する疾病の場合、組織と部位を明確にし、正確な診断がついた疾病が医療費助成の対象となる。ただし組織又は部位が明確に診断できない場合であっても、悪性新生物であるとの診断になれば、医療費助成の対象とされる。医療意見書には、診断の根拠等を詳細に記載することが必要である。

13

3. 申請時の注意点—疾患群内共通—

再発例および経過観察例について

- 悪性新生物の対象疾病は、積極的治療の終了後5年経過した場合、原則として対象から外れることとなっている。その後再発した場合は改めて医療費助成の申請が必要となる。何らかの治療を行っている場合や、再発や転移の可能性が高いため経過観察が必要な場合は、5年を超えて引き続き、小児慢性特定疾病の医療費助成の対象となる。
- 「治療終了」の時点とは、抗腫瘍薬の投与や手術等の治療が終了し、悪性新生物治療による障害が無い又は軽微であるため、後遺症等に対する治療が不要な状態と医師が判断した時点である。
- 「疾病の状態の程度」における「再発等」には、転移の場合が含まれる。

以上で本講座は終了です。

14